



島根県報

平成30年2月2日(金)

号外第9号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第51号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	益田津和野線	益田市有田町234番2地先から同地先まで	前	メートル 3.44～6.66	メートル 40.83	災害復旧工事 拡幅
			後	6.22～9.66	40.83	
〃	美都匹見線	益田市美都町山本イ2341番地先から同イ2340番地先まで	前	4.40～6.97	113.80	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	36.35～104.73	113.80	
〃	美濃地石見横田停車場線	益田市美濃地町口494番2地先から同市川登町口567番1地先まで	前	5.80～26.70	437.40	道路改良工事 拡幅
			後	11.20～27.60	437.40	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原73番2地先から同1180番5地先まで	前	4.70～22.10	465.80	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	9.20～47.10	465.80	

島根県告示第52号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田津和野線	益田市有田町234番2地先から同地先まで	メートル 40.83	平成30年 2月2日	益田県土整備 事務所	
〃	美都匹見線	益田市美都町山本イ2341番地先から同イ2340番地先まで	113.80	平成30年 2月2日		
〃	美濃地石見横田停車場線	益田市川登町口1758番3地先から同町口567番1地先まで	170.00	平成30年 2月2日		
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原73番2地先から同1194番6地先まで	80.00	平成30年 2月2日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	